

## よくあるお問い合わせ(変更申請関連)

令和7年1月20日

No.	質問	回答
共通		
1	令和6・7年度の登録を受理されているが、7年度の登録を新規申請するのか。	いいえ。 新規ではなく、申請受付システムの変更申請により資格者情報を最新のものに更新してください。
2	(1の回答を受けて)添付書類の差替えだけすればいいのか。	いいえ。 添付書類を差替えしたことで入力項目の変更があれば、該当箇所も修正してください。
3	(1の回答を受けて)添付書類の差替えは、システム上でいいか。	いいえ。 システム内での差替えのものと、郵送による提出が必要なものがあります。申請要領をご確認ください。
4	変更申請をして提出ボタンを押した後にさらに変更が生じた。まだ受理されていないが受理されるのを待たなければならないか。	いいえ。 一度提出ボタンを押したものは、「申請書修正」から、再度入力が可能です。入力が終われば、同じように提出ボタンを押してください。
5	以前まで行っていた中間年度申請は、なくなったのか。	「中間年度申請」という方法はとりません。 <b>登録情報が変わった場合に随時、登録情報を更新(変更申請)</b> してください。 特に資格や許可の更新をした場合は確実に申請し、期限切れとなることがないようにしてください。
6	(5の回答を受けて)変更がなければ、何もしなくていいか。	登録状況(担当者情報含む)に変更がないか、毎年確認作業をお願いします。 また、建設工事、測量コンサルタント等にご登録の方は、変更がなくても更新していただく書類があります。下記に記載の各種別のQ&Aをご一読ください。
7	工事経歴書、測量等実績調書、物品等実績調書は、新規申請時に過去2か年度分を提出しているが、新たな1年度分の提出が必要か。	必ずしも求めませんが、次回(令和8年度以降)の申請において必要になりますので、作成しておかれてください。 もちろん、変更申請による最新の1か年度分の提出は受け付けます。

8	(7の回答を受けて)最新の1か年度分の経歴書、実績調書を添付する際、現に添付しているファイルの差替えでよいか。	過去2か年度分の情報が必要ですので、差替えにより1か年度分のみとならないようにしてください。 添付ファイルのタブの下の方に予備の欄がありますので、そこに追加することができます。
建設工事		
1	経営事項審査の更新を行ったが、中間年度申請をしなくなったのなら、変更申請は遅くなくてもいいか。	いいえ。 当町の格付けは、経営事項審査の結果を基に行っています。来年度の格付けのための情報更新は、 <b>2月末日までの提出が必要</b> です。さらに、有効期限が切れている場合、参加資格が無効となります。期限までに申請してください。
2	経営事項審査のみ更新すればいいか。	いいえ。 その他の変更があれば、随時変更申請してください。また、2月末日までには、必ず技術職員名簿を更新してください。 <b>町内業者は、免許等資格確認資料の添付が必要です。</b>
測量・建設コンサルタント等		
1	どの添付ファイルを更新すればいいか。	2月末日までに、必ず技術者経歴書を更新してください。 <b>町内業者は、免許等資格確認資料の添付が必要です。</b>
物品・役務		
1	変更がないので手続きは不要か。	問い 共通-6、7を参照